

別記 1

補助率等は次のとおりとする。

区分	補助率等
(1) 長寿命化対策	
水利施設整備（営農用水を除く）	100分の64以内 （中山間地域等（注1）に掲げる場合にあっては100分の69以内）
水利施設整備（営農用水）	100分の50以内 （中山間地域等（注1）に掲げる場合にあっては100分の55以内）
機能保全計画策定等、実施計画策定、水利用調査・調整、耐震性点検・調査	定額 （ただし、1,000万円を限度とする。）
(2) 自然災害等対策	
ため池整備、湛水防除、地盤沈下対策、農業用排水施設整備、土砂崩壊防止、特定農業用管路等特別対策、利活用保全	100分の68以内 （中山間地域等（注1）に掲げる場合にあっては100分の73以内）
農業用河川工作物応急対策、水質保全対策	100分の71以内 （中山間地域等（注1）に掲げる場合にあっては100分の76以内）
機能保全計画策定等、実施計画策定、耐震性点検・調査	定額 （ただし、1,000万円を限度とし、耐震性点検・調を行うものにあつては、ため池の場合、3,000万円限度とする。）
(3) 危機管理対策	
危機管理システム等整備（営農用水を除く）	100分の68以内 （中山間地域等（注1）に掲げる場合にあっては100分の73以内）
危機管理システム等整備（営農用水）	100分の50以内 （中山間地域等（注1）に掲げる場合にあっては100分の55以内）
(4) ため池防災環境整備	
緊急的な防災対策	定額
地域防災上のリスク除去	定額 （1箇所あたりの助成額は、堤高5m未滿にあつては1,000万円を限度とし、堤高5m以上10m未滿にあつては2,000万円を限度とし、堤高10m以上にあ

	<p>っては3,000万円を限度とする。ただし、特に必要と認められる場合の助成額は、堤高5m未満にあっては3,000万円を限度とし、堤高5m以上10m未満にあっては4,000万円を限度とし、堤高10m以上にあっては6,000万円を限度とする。）</p>
ハード整備の着手促進	<p>定額 (ただし、500万円を限度とする。)</p>
(5) ため池の保全・避難対策	
ハザードマップ作成	<p>定額</p>
監視・管理体制の強化	
<p>地域住民の参加による活動を通じたため池保全に対する地域の防災意識の醸成に必要となる監視・管理に必要な技術習得に資する研修の開催、地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動等</p>	<p>定額 (ただし、500万円を限度とする。)</p>
<p>地域(市町村単位)を対象とした、ため池の監視体制計画に基づき、ため池の現地パトロールやため池管理者等への技術的な指導など監視・保安全管理に資する活動</p>	<p>定額 (ただし、1,000万円を限度とする。)</p>
減災対策の実施	<p>定額 (ただし、500万円を限度とする。)</p>
(6) 施設情報整備・共有化対策	
<p>農業水利施設情報等の地理情報システム化</p>	<p>100分の50以内</p>

注1) 中山間地域等とは、離島(離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。以下同じ。)、特別豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。)、振興山村(山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。)、半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。)、過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる地域を含み、平成12年度から平成16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村(同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村とみなされる地域を含む。)をいう。以下同じ。)、特定農山村地域(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関

する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。）、急傾斜畑地帯（受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地域を除く。）、又は指定棚田地域（棚田地域振興法第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ）のいずれかに該当する地域をいう。